

社会福祉法人

三芳町社会福祉協議会福祉資金貸付運営委員会規程

昭和61年6月23日

規程 第 18 号

第1条 福祉資金貸付運営委員会（以下「委員会」という。）は、社会福祉法人三芳町社会福祉協議会長（以下「社協会長」という。）の諮問に応じて福祉資金の貸付に関して、次の各号にかかげる事項を審議し社協会長に意見を具申するものとする。

- (1) 資金運営の大綱
- (2) 償還金の支払猶予
- (3) 償還金の支払免除
- (4) 一時償還及び貸付けの停止
- (5) その他社協会長が必要と認める事項

第2条 委員会は、委員若干名で組織する。

- 2 委員は、社協の役員、評議員及び社協会長が必要を認めた者のうちから社協会長が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員に欠員を生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3条 委員会に次の役員をおく。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名

2 役員は、委員が互選する。

第4条 委員長は、委員会を代表し会務を統括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときはその職務を代理する。

第5条 委員会は委員長が招集し、その議長となる。

第6条 委員会は、定数の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

第7条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第8条 委員が会議に出席し、職務のため出張したときは費用弁償又は旅費を支給することができるものとする。

第9条 委員会の庶務は、社協事務局において処理する。

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和61年6月23日から施行する

附 則

この規程は、平成16年2月2日から施行する